

諮問日：令和3年6月30日（令和3年度（検審情）諮問第2号）

答申日：令和3年12月22日（令和3年度（検審情）答申第4号）

件名：東京第一検察審査会における特定の個人の更生保護等に関する文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定人に関する「更生保護，保護観察，医療保護に関する資料全て，実態確認，更生の請求，新規適用届」（以下，併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京第一検察審査会（以下「諮問庁」という。）が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し，諮問庁が令和3年5月28日付けで原判断を行ったところ，開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ，開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

行政機関の処分に対して，知らないことで不利益を被った，それに付随して身体の被害を受けた，憲法違反である，警察法違反であるなどと述べ，その主張は必ずしも判然としないが，本件開示申出文書の開示を求めているものと思われる。

第4 諮問庁の説明の要旨

検察審査会においては，検察審査員の選定手続において辞退等を希望する候補者等から，疎明資料として更生保護，保護観察及び医療保護の各手続に関する資料が提出されることなどにより，これらの手続に関する文書を作成し，又

は取得する可能性があり得る。そうすると、本件開示申出文書の存否を答えることで、特定の個人が検察審査員候補者等となった事実などの有無という個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に相当する情報）を開示することとなるから、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和3年6月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月27日 | 審議 |
| ④ 同年10月4日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、特定人に関する「更生保護等に関する資料全て、実態確認、更生の請求、新規適用届」である。

原判断は、その存否を明らかにしないで不開示とし、諮問庁は、検察審査会においては、検察審査員の選定手続において、候補者から更生保護等に関する資料が提出され、これらの手続に関する文書を作成又は取得する可能性があるから、本件開示申出文書の存否を答えると、特定の個人が検察審査員候補者等となった事実などの有無という個人識別情報（法5条1号に相当）を開示することとなると説明する。

- 2 そこで検討すると、検察審査員の選定手続において、辞退を求める候補者から提出される疎明資料に、更生保護等に関するものが含まれ、これらの文書を作成又は取得する可能性があるとする諮問庁の説明に不合理な点はなく、そうすると、個人の氏名により特定されたこれらの文書の存否を明らかにすると、その特定の個人が検察審査員候補者等となったという事実などが明らかにな

る。

- 3 したがって、本件開示申出文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

以上の次第であって、本件開示申出文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 角 田 正 紀

委 員 神 田 安 積

委 員 野 口 貴 公 美